

# スポーツクラブ21広野規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 このクラブは、「スポーツクラブ21広野」(以下「クラブ」という。)と称し、事務所を三田市立広野小学校内クラブハウスに置く。

(目的)

第2条 このクラブは、広野小学校を中心にスポーツ活動の振興を図り、会員の健全な心身を育成し、広野地域住民が様々なスポーツを多世代で楽しみ、スポーツ活動を通じて地域の活性化を図り、また、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。ただし事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- (1) 三田市立広野小学校を中心とした定期的スポーツ活動の実施
- (2) 各種目スポーツ教室の開催
- (3) 各種研修会の開催
- (4) 各種スポーツ大会の開催
- (5) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (6) 会員相互の親睦を図るための社交的行事の開催
- (7) その他クラブの目的達成のために必要な事業の実施

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 このクラブの会員となるためには、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 広野地区に在住するものであること。ただし運営委員会が特に認めるものについてはこの限りでない。
- (2) 本会の目的に賛同するものであること。
- (3) この会の定める諸規定を遵守するものであること。

(入会の手続き)

第5条 クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込む。

(入会金及び会費)

第6条 会員はクラブが別に定める入会金及び会費を納入する。

(入会金・会費の不返還)

第7条 一度納入した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 このクラブの会員の資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

- 2 会員がこのクラブを脱退する場合には、書面をもって届け出るものとする。

(除名)

第9条 このクラブの会員が、次の各項に該当する場合は、除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき

### 第3章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第10条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 委員 若干名
- (6) 会計 2名
- (7) 監査 2名

2 委員の任期は2ケ年とする。但し、再任を妨げない。

3 委員の任期が満了となっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

4 委員は全て無報酬とする。

5 この委員会に顧問を置くことができる。顧問は、代表が推挙し委員会において議決する。

(委員の選任)

第11条 この委員会の代表、副代表、委員、会計及び監査は、総会において会員の中から選任する。

(委員の補欠)

第12条 運営委員のうち、代表、副代表、及び委員に欠員が生じた場合は、総会において選任する。

2 会計に欠員が生じた場合は、代表が指名する。

3 補欠により選任、又は指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表・副代表の任務)

第13条 代表は、このクラブを代表するとともに、総会及び運営委員会を招集し、このクラブの経営を総括する。

2 副代表は、代表を補佐するとともに代表に事故ある時はその職務を代行する。

(委員の任務)

第14条 委員は、運営委員会を組織し、このクラブの規約に定める事項並びに総会で議決した事項を執行するとともに、このクラブの一切の事務を管理する。

(監査の任務)

第15条 監査は、このクラブの業務の執行状況及び財産の状況を監査する。

(会計の任務)

第16条 会計は、このクラブの会計事務にあたる。

### 第4章 専門部会

(専門部会の業務)

第17条 運営委員会の中に以下の部会を置く。

(1) 総務広報部会

- ・各関係機関との連絡調整
- ・情報、資料の収集及び提供
- ・広報紙の発行

(2) スポーツ活動部会

- ・各種スポーツ事業
  - ・各種イベントの企画・立案及び開催
- 2 部会委員の定数は別に定める。
  - 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
  - 4 部会の改廃については、委員会が審議し決定する。

## 第5章 会議

(総会)

2 総会は、代表が招集しその中で議長を選出し、次の事項を議決、又は承認する。

- (1) 次年度の事業計画(案)
- (2) 次年度の予算(案)
- (3) 本年度の事業報告
- (4) 本年度の決算報告
- (5) 役員を選任
- (6) 規約、細則その他経営上必要な諸規則の制定・改廃
- (7) その他このクラブの重要事項

3 総会を招集するには、あらかじめ一般会員に対し、総会の議題を記載した通知と出欠確認の用紙並びに委任状の用紙を発送しなければならない。

(臨時総会)

第19条 このクラブの臨時総会は、代表が必要と認めたとき、又は一般会員の3分の1以上から会議の目的とする事項を示して招集の要求があつたとき、代表はこれを招集する。

(総会の成立)

第20条 このクラブの総会(臨時総会を含む。)は、一般会員(委任状を含む。)の過半数の出席があれば開会できる。

(総会の議決)

第21条 このクラブの総会の議決は、出席の一般会員の過半数をもつて行い、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(運営委員会)

第22条 このクラブの運営委員会は、代表が招集し、次の事項を執行、又は議決する。

- (1) 次年度の事業計画案並びに予算案の作成
- (2) 前年度の事業報告並びに決算報告書の作成
- (3) 当該年度の事業並びに予算の執行
- (4) その他、総会から委任された事項

(運営委員会の成立)

第23条 このクラブの運営委員会は、委員の過半数の出席があれば開会できる。

(運営委員会の議決)

第24条 このクラブの運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもつて行い、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(指導者)

第25条 このクラブに指導者を置くことができる。指導者は、運営委員会の議決を経て代表が委嘱する。

- 2 指導者の勤務は、原則として非常勤とし、別に定める勤務条件に基づき会員の求めに応じてスポーツの実技指導に当たる。
- 3 有資格指導者には、このクラブの予算の範囲内で謝金を支給することができる。

## 第6章 会計

(年度会計)

第26条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第27条 このクラブの経費及び臨時の費用は、入会金、会費、補助金等、資産の果実、寄付金、その他取得財産をもって支弁する。

- 2 このクラブは、不動産、その他の金品などの寄付を受けることができる。

## 第7章 その他

(書類の保管)

第28条 このクラブの財産目録、決算報告書その他クラブに関する書類は、5年間保存とする。

(情報の公開)

第29条 このクラブは、会員が事業予算・決算書及び事業計画・報告書等の公開を求めた場合、必要な手続きを行なった上で、開示するものとする。

(クラブの解散)

第31条 このクラブの解散は、総会において一般会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(補助金の返還、財産の処分等)

第32条 このクラブを解散した場合は、スポーツクラブ21ひょうご三田市推進委員会(以下「市推進委員会」という。)から交付決定のあった補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

- 2 補助事業により取得した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市推進委員会の指導のもと、その対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間保存しておかなければならない。

(事故の責任)

第33条 会員はクラブの活動に際しては、このクラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、このクラブ等に対し損害賠償を請求しないものとする。

(保険の対象)

第34条 このクラブは、活動中の傷害については、加入する保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

(施行細目の委任)

第35条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(付則)

この規約は、平成16年3月24日より施行する。

## スポーツクラブ21広野細則

(総則)

第1条 この細則は、「スポーツクラブ21広野」(以下「クラブ」という。)規約に定めのない必要な事項を定める。

(入会)

第2条 このクラブに入会しようとする者は、クラブ所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 入会者(以下「会員」という。)に会員証を交付する。

(入会金及び会費)

第3条 規約第6条に基づき、入会金及び会費を徴収することができる。

2 このクラブに入会しようとする者は、入会金500円を納入しなければならない。

3 会員は、次年度の会費を毎年3月1日から3月20日までの間に納入しなければならない。

4 会費は、年間中学生以下1,000円、一般3,000円、一般(60歳以上)2,000円とする。

(スポーツ安全保険の加入)

第4条 このクラブに入会し会費を納入したものは、(財)スポーツ安全協会が主催するスポーツ安全保険(以下「保険」という。)に加入する。

2 保険加入手続きは、クラブがおこなう。ただし補償期間は、この保険に加入した翌日からその年度の3月31日までとする。

3 加入手続きが終了しない時点でのクラブ活動中の事故等については、自己の責任とし、クラブでは一切責任を負わない。

(会員の活動等)

第5条 会員は、クラブが主催するスポーツ教室、スポーツ大会、イベント等に参加することができる。

2 会員が、団体活動に参加しようとする場合、団体が決めた所定の手続きを得て参加することができる。

3 会員が小学生以下の乳幼児同伴の場合は、保護者がその管理責任を負うものとする。

(指導者の勤務等)

第6条 規約第25条に基づき、指導者の勤務は、クラブが主催するスポーツ教室等の時間帯とし、その時間帯のみスポーツの実技指導をおこなう。

2 有資格指導者、1回1教室を原則として1,000円を謝金としてクラブから支払う。

(附則)

この細則は、平成16年3月24日より施行する。